

議案第 4 6 号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項報酬の額の欄中「13, 100 円以内」を「14, 500 円以内」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項報酬の額の欄中「11, 600 円以内」を「12, 800 円以内」に改め、同表不在者投票の外部立会人の項報酬の額の欄中「10, 700 円以内」を「12, 400 円以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(審議資料)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 50 号）が令和 7 年 6 月 4 日に施行されたことに伴い、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者及び不在者投票の外部立会人の報酬額を改正するもの。

【概 要】

区分		現行（報酬の額）	改正案（報酬の額）
投票所の投票 管理者	1 日につき	<u>13,100 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額	<u>14,500 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額
期日前投票所 の投票管理者	1 日につき	<u>11,600 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額	<u>12,800 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額
不在者投票の 外部立会人	1 日につき	<u>10,700 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額	<u>12,400 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、任命権者が市長 と協議して定める額